

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表  
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改 正 案	
番号 一〇八 百二十 四	医療機器の名称 (略)	日本工業規格 (略)	基 準
八百二 十五	1 関節鏡用液体拡 張装置 2 子宮鏡用液体拡 張装置	T〇六〇一 一	関節鏡又は子宮鏡使用下 で組織の拡張又は洗浄に 用いること。
別表		現 行	
番号 一〇八 百二十 四	医療機器の名称 (略)	日本工業規格 (略)	基 準
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)